

個人事業と会社設立のメリット・デメリット

さあ、起業しよう、と思い立った場合、何をやるかが決まれば次は、さあ会社を作ろうという方も多いかと思います。

起業するなら、会社の方が個人よりも信用力がありそうだし、ご自身も代表取締役社長となるのでステータスが上がるような気がします。

税理士法人 成長会計研究所

<http://tassei.jp/>

【姫路本社】〒670-0081
兵庫県姫路市田寺東3丁目9-17 101
TEL:079-295-8123 FAX:020-4668-6218
【東京支社】〒110-0005
東京都大東区上野5-7-7 公徳堂ビル
TEL:03-3834-0551 FAX:020-4668-6218
e-mail : info@tassei.jp



税理士法人 成長会計研究所 <http://tassei.jp/>

もちろん、このような考え方で会社を設立して起業することを否定はしませんし、むしろ事業の拡大に専念して近い将来上場を狙うような場合には、最初から株式会社で事業を始めることが適切とさえいえます。

しかしながら、将来の目標はさておき、起業時は規模が大きい場合は、個人事業で起業した場合と会社を設立して起業した場合のメリットとデメリットを良く比較して選択することが得策です。

では、個人事業と会社設立でどのような場面で差が表れてくるのでしょうか？

1. 事業開始時の手続きや費用の負担
2. 事業のもうけに対する税金の負担
3. 人を雇った時の社会保険や労働保険の負担
4. 銀行借入などの資金調達のしやすさ

などの場面で差が出てきます。

それでは、場面ごとに詳しく差を見てみましょう。

1. 事業開始時の手続きや費用の負担

- (1) 会社設立手続

会社を設立する場合のみ必要で、個人事業の場合は当然不要です。

会社の設立でも設立する会社の種類によって手続と費用が異なります。

株式会社の設立では、

- ① 定款の作成
- ② 定款の公証役場での認証
- ③ 設立登記申請

の手続きが必要で、定款の公証役場での認証に5万円（オンライン申請の場合）、設立登記手続き時にかかる登録免許税15万円（最低額）が法定費用としてかかり、これらの手続を司法書士等の専門家に依頼した場合手数料が上乗せされることとなります。

会社を設立する場合、以前だと株式会社を設立するケースが多かったのですが、平成18年の会社法改正で合同会社が認められて以降は、合同会社の設立も増えています。

合同会社は、比較的小規模な会社に向けた形態で、設立手続や設立後の各種変更手続が簡素化され、かかる費用も株式会社に比べ少額で済みます。

合同会社の設立では、

- ① 定款の作成
- ② 設立登記申請

の手続きが必要で、定款の公証役場での認証は不要となります。設立登記手続き時にかかる登録免許税は6万円（最低額）となります（専門家に依頼した場合手数料が上乗せされるのは株式会社と同様です）。

開業時の法定費用(まとめ)

	株式会社	合同会社	個人事業
資本金	1円以上	1円以上	不要
設立にかかる法定費用	約25万円	約6万円	不要

(2) 事業開始時の届出等

個人事業の開業時に必要な届出等は、

1) 税務上の届出

書類名称	提出をする場合	提出先
個人事業の開業届出書	開業した場合は必ず提出	税務署に提出
所得税の青色申告承認申請書	税金の特典を受けようとする場合	税務署に提出
青色事業専従者給与に関する届出書	青色申告を選択し、家族に給与を払う場合	税務署に提出
給与支払事務所等の開設届出書	青色事業専従者以外の従業員を雇う場合	税務署に提出
源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書	従業員10人未満で、源泉所得税の納期を年2回だけにしたい場合	税務署に提出
個人事業の開始申告書	開業した場合は必ず提出	都道府県税事務所 および市町村役場

2) 社会保険の届出

個人事業の場合、従業員を5人以上雇っている場合を除き、健康保険、厚生年金への加入は義務ではないので、**社会保険の届出は不要**です（飲食業などの業種は何人雇っていても不要）。

3) 労働保険の届出

事業主以外に従業員を1人でも雇ったら、**労働保険関係成立届**と**労働保険概算保険料申告書**を労働基準監督署に、**雇用保険適用事業所設置届**および**雇用保険被保険者資格取得届**をハローワークに提出します。

会社を設立した場合に必要な届出等は、

1) 税務上の届出

書類名称	提出をする場合	提出先
法人設立届出書	会社設立した場合は必ず提出	税務署に提出
青色申告の承認申請書	提出すれば税金の特典を受けられることができる	税務署に提出
給与支払事務所等の開設届出書	給与を支払う(社長1人だけでも)場合は必要	税務署に提出
源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書	従業員10人未満で、源泉所得税の納期を年2回だけにしたい場合	税務署に提出
法人設立届出書	会社設立した場合は必ず提出	都道府県税事務所 および市町村役場

2) 社会保険の届出

会社設立の場合、たとえ社長1人の会社であっても**社会保険（健康保険、厚生年金）の強制適用事業所**になります。このため、設立時に以下の届出等が必要となります。

健康保険・厚生年金新規適用届（年金事務所に提出）

健康保険・厚生年金被保険者資格取得届（年金事務所に提出）

3) 労働保険の届出

役員以外に従業員を1人でも雇ったら、**労働保険関係成立届**と**労働保険概算保険料申告書**を

労働基準監督署に、**雇用保険適用事業所設置届**および**雇用保険被保険者資格取得届**をハローワークに提出します。

このように、個人事業開業の場合と会社設立の場合、通常は**社会保険の届出の有無**が大きな違いになりますが、その他の届出は大きく異なりません。ただし、**個人の開業届出書には添付書類が不要**なのに対し、**法人設立届出書には定款や登記簿謄本などの書類の添付が必要**になるなど、**会社設立の場合は添付書類の準備が個人事業者よりも負担が大きくなります**。

個人事業で起業した場合と会社を設立して起業した場合のメリットとデメリットにつき、今回は1番目の事業開始時の手続きや費用の負担についてみてきました。

次回は、2番目の事業のもうけに対する税金の負担について見ていきたいと思います。

少々長い連載になってしまいますので、すぐに全容をお知りになりたい方は、税理士法人 成長会計研究所までお問い合わせください。

(東京事務所所長 社員税理士 望月俊治)

(社会保険・雇用保険に関する記述は特定社会保険労務士・行政書士 比良さやか監修済)